

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

(千円)

政策名		男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進				
評価方式		総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	11-①
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	319,690	392,049	731,909	721,976	982,127
	補正予算	299,862	303,967	148,854		
	繰越し等	98,885	90,501	50,612		
計	718,437	786,517	931,375			
	<718,437>	<786,517>	<931,375>			
執行額		584,414	658,217	788,548		

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		仕事と生活の調和の推進				
評価方式		○総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	11-②
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	22,831	22,768	28,482	30,788	27,761
	補正予算	-1,006	6,333			
	繰越し等		0			
	計	21,825	29,101	28,482		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		15,084	18,297	27,916		

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業				
評価方式		総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	11-③
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	66,504	50,059	35,414	21,636	16,482
	補正予算					
	繰越し等					
	計	66,504	50,059	35,414		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		47,924	40,407	31,300		

政策評価調書（個別票2）

政策名	男女共同参画社会の形成の促進					番号	11	(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額				
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	30年度 当初予算額	31年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	3	復興特別会計	復興庁	地域活性化等復興政策費	男女共同参画社会の形成の促進に必要な経費	21,636	16,482		
	小計						21,636 <>の内数	16,482 <>の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において○となっているもの	○	1	一般	内閣本府	男女共同参画社会形成促進費	男女共同参画社会の形成の促進に必要な経費	< 721,926 >	< 982,127 >		
	○	2	一般	内閣本府	男女共同参画社会形成促進費	仕事と生活の調和の推進に必要な経費	< 30,788 >	< 27,761 >		
	○						< >	< >		
	○						< >	< >		
	小計						752,714 <>の内数	1,009,888 <>の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >		
	◇	2					< >	< >		
	◇	3					< >	< >		
	◇	4					< >	< >		
	小計						<>の内数	<>の内数		
合計						774,350 の内数	1,026,370 の内数			

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			男女共同参画社会の形成の促進				番号	13	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績		
			30年度当初予算額	31年度概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント		
							概算要求への反映状況		
男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進	男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づく男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進する。	● 11	721,976	982,127	260,151	—	第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）において掲げられた目指すべき社会 平成33年度に実施予定 政策評価実施予定時期が平成33年度中を予定しており、現時点での概算要求への反映は行えないものの、より効率的・効果的に事業を実施するため、必要な経費と削減可能な経費を精査するとともに、男女共同参画社会形成の促進に必要な所要額を要求している。		
仕事と生活の調和の推進	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下「憲章」という）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という）に基づき、政・労・使、自治体、及び国民等が一体となり、総合的にワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。	● 11	30,788	27,761	△ 3,027	△ 3,027	「憲章」に基づいた仕事と生活の調和の実現した社会を目指す。 平成33年度に実施予定 政策評価実施予定時期が平成33年度中を予定しており、現時点での概算要求への反映は行えないものの、各事業の進捗管理及び事業の目的を踏まえた効率的な予算執行を継続する。また、平成31年度概算要求においても、前述を踏まえた見直しなどを検討したうえで、予算額を計上している。		
東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業	被災地においては、長引く避難生活や生活不安などの影響によるストレスの高まりなどから、女性が様々な不安・悩みを抱えることや、女性に対する暴力が懸念される。このため、相談者の気持ちに寄り添いながら話を聞き、相談者が抱える不安や悩みを整理し、必要に応じて支援の窓口を紹介することにより、相談者を必要な相談・支援につなげることを目的に、地方公共団体と協力して女性の悩み・暴力相談窓口を開設し、電話相談や面接相談等を行い、被災地において女性が安心して利用できる相談サービスを提供する。	◆ 11	21,636	16,482	△ 5,154	△ 5,154	女性に対する暴力の根絶に資するため、相談しやすい体制等の整備を図る。また、岩手県・宮城県・福島県における地元行政機関の相談機能の回復を図る。 主要な測定指標である「被災地の要望に応じた人材育成研修等の実施割合」及び「地元行政機関相談機能回復研修の募集定員に対する参加者割合」については目標値を達成した。今後は福島県に特化してニーズを見極めるとともに、地元行政機関における相談機能の回復・向上状況を把握して、より効果的な相談及び研修事業を実施する。 被災3県における地元行政機関の相談機能の回復を図るため、臨時相談窓口の設置、相談員の研修等を実施してきたところ。評価結果においては目標を達成しており、かつ、他の指標（相談件数）も減少傾向にあることから、臨時措置としての当該事業については縮小及び既存の地方行政機関への円滑な移行を行うこととし、予算額を計上した。		
合計			774,400	1,026,370	251,970	△ 8,181			